

SAGA2024 県外競技リハーサル大会に係る傷害保険・賠償責任保険業務契約書
(案)

SAGA2024 実行委員会 (以下「甲」という。) と●●●● (以下「乙」という。) は、SAGA2024 県外競技リハーサル大会に係る傷害保険・賠償責任保険業務について、別に定める仕様書 (以下「仕様書」という。) のほか、次のとおり保険契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、SAGA2024 県外競技リハーサル大会の開催・開催準備に参加する者、従事する者および一般観覧者等に対する傷害保険への加入および開催・開催準備業務において第三者に対して法律上の損害賠償責任を負う場合の賠償責任保険への加入を目的とする。

(対象者および対象物)

第2条 傷害保険の対象者および賠償責任保険の対象物は、別に定める仕様書のとおりする。

(保険期間)

第3条 この契約による保険期間は、令和5年9月9日午前0時から令和5年10月30日午後12時までとする。

(保険料)

第4条 保険料は、円とする。ただし、この契約締結後の事情により、業務内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、保険料を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。なお、傷害保険および一部の賠償責任保険については、業務終了後実際の人数・数量等に基づいて算出された確定保険料により精算を行うものとする。

(保険内容)

第5条 保険内容は、仕様書及び個別仕様書のとおりとする。

- 2 傷害保険死亡保険金は、傷害事故を直接の原因として、当該事故の日から180日以内に死亡したときは、その相続人に対して死亡保険金を支払うものとする。
- 3 後遺障害保険金は、傷害事故を直接の原因として、当該事故の日から180日以内に後遺障害を生じたときは、その者に対して後遺障害保険金を支払うものとする。
- 4 入院保険金及び通院保険金は、傷害事故を直接の原因として、入院又は通院した日数に応じて、入院保険金については事故のあった日から180日、通院保険金については事故のあった日から180日までの間において90日を限度とし、その者に支払うものとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、円とする。
(又は「契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第○号の規定を準用し免除する。」とする。)

(調査等)

第7条 甲は必要があると認めるときは、乙に対し保険業務の処理状況について報告もしくは資料の提出を求め、又は必要な指示を与えることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りではない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、保険業務の実施を自ら行うものとし、業務の全部又は一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(保険料の支払い)

第10条 乙は、本件保険契約締結後、甲に対して保険料の支払いを請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受領したときは、その日から保険期間の初日の前日までに保険料を、概算払いの方法により支払うものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払い期限までに保険料を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第11条 甲は、乙の責に帰すべき理由により、第3条に定める期間内に委託業務を完了できないときは、遅延日数に応じ、委託料に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するとき、又はそのおそれがあることが明らかなきは、催告なしにこの契約を解除し、又は変更することができる。

- (1) その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) この契約を履行せず、又は履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(違約金等)

第13条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として保険契約期間全期分の保険料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生した場合は、甲はその超過額を請求することができる。

(損害賠償請求権)

第14条 乙は、保険業務の実施に当たり、乙の故意又は過失により甲又は、第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

2 前項の損害賠償の額は、甲が実際に被った損害額とする。

3 天災その他不可抗力によって生じた損害が生じたときは、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかつたと認める場合は、甲はこれを請求しない。

4 保険業務の履行に関し、第三者に損害が生じたときは、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙はその損害賠償の責を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力による場合は、その負担について、甲と乙が協議して定める。

(事務手続き等)

第15条 乙は、第4条に掲げる精算を含む保険業務が完了した場合は、業務完了報告書を甲に提出するものとする。

(保険事故対応等)

第16条 保険契約期間中に事故が生じた場合、甲は乙の指定する事故報告書を提出するものとする。

2 保険の対象者名簿は、甲の備え付けとし、保険金額の支払い等が生じる場合、又は疑義が生じた場合に乙に提出する。

3 損害賠償責任事故による乙に対する保険金の請求は、甲と被害者の間の法律上の問題が解決した後、甲が乙の指定する保険金請求書に必要な書類を添付して行うものとする。

4 傷害保険による乙に対する保険金の請求は、当該被保険者の治療が終わった後、もしくは事故の日より180日を経過したとき、当該被保険者が乙の指定する保険金請求書に必要な書類を添付して行うものとする。

5 前項の場合において、当該被保険者が死亡した場合は、死亡した者の相続人がその請求を行うものとする。

6 乙は、保険金を支払うときは、保険金請求者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。また、第4項及び第5項に規定する保険金を支払うときは、併せて甲に対してその旨を文書により通知するものとする。

(紛争の解決)

第17条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき、協議が整わない場合、その他この契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合には、甲乙協議により選任した者のあっせんまたは調整によりその解決を図る。この場合における紛争の書類に要する費用は甲乙協議して特別な定めをしたものを除き各自これを負担する。

(紛争等の解決)

第18条 この契約に関する訴訟については、佐賀県佐賀市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(秘密の保持)

第19条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、委託業務を実施するため個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第21条 乙は、この契約による事務を処理するにあたって、別記2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

(契約費用の負担)

第22条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第23条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和5年 月 日

甲： 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
SAGA2024実行委員会
会長 山口 祥義

乙：

別記 1（個人情報取扱）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（特定個人情報、メールアドレスその他の佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例第 37 号。以下「条例」という。）で定めるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第 2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第 3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

（目的外利用・提供の禁止）

第 4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第 5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

（事務取扱担当者の明確化）

第 6 乙は、個人情報を取り扱うにあつて、部署名（●●課、●●係等）、事務名（●●事務担当者）等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第 7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の外への持出の禁止）

第 8 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

（再委託の禁止）

第 9 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

別記1（個人情報取扱）

- 2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。
- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還等）

- 第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。
- 2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

（事務従事者への周知及び指導監督）

- 第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。
- (1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと
 - (2) 前号に違反した場合は条例上の罰則規定に基づき処罰される場合があること
 - (3) その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項
- 2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

（報告及び検査）

- 第12 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

（事故発生時の対応）

- 第13 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（指示）

- 第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

別記1（個人情報取扱）

第15 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

（注）

- 1 「甲」は委託者を、「乙」は受託者をいう。
- 2 委託の事務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

別 紙 1

個人情報の管理体制等報告書

年 月 日

委託者名 様

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

〇〇委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職)	(氏名)
作業責任者	(所属・役職)	(氏名)

2 事務取扱担当者に関する事項

部署名	
事務名 (事務担当者)	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	(具体的に記入すること)

別紙 2

個人情報の管理体制等変更報告書

年 月 日

委託者名 様

住所又は所在地
 受託者名 氏名又は商号
 代表者氏名

〇〇委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり変更しましたので報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職)	(氏名)
作業責任者	(所属・役職)	(氏名)

2 事務取扱担当者に関する事項

部署名	
事務名 (事務担当者)	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	(具体的に記入すること)

【記 載 例】

別 紙 1

個人情報の管理体制等報告書		
年 月 日		
委 託 者 名	様	
	住所又は所在地	
	受託者名	氏名又は商号
		代表者氏名
<p>〇〇委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。</p>		
1 管理責任体制に関する事項		
個人情報管理責任者	(所属・役職) 〇〇本部 課長	(氏名) 佐賀 一郎
作業責任者	(所属・役職) 〇〇本部 主任	(氏名) 佐賀 次郎
2 事務取扱担当者に関する事項		
部署名	〇〇事業部 〇〇班	
事務名 (事務担当者)	〇〇〇〇に係る事務	
※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。		
3 個人情報の保管、管理に関する事項		
作業場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 〇〇（委託先名）内の△△（具体的な作業場所名） ※作業場所が県庁組織内の場合 ・ 佐賀県庁新館〇階 △△課内 	
保管場所及び保管方法	<p>【保管場所について】 具体的な個人情報が含まれる媒体の保管場所を記載すること。</p> <p>【保管方法について】 施錠管理、パスワード設定等個人情報が容易に漏えいしないような管理方法を記載すること。</p>	
盗難、紛失等の事故防止措置等	<p>(具体的に記入すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業場所には、委託事務の関係者以外の者は入室できないようにしている。 ・ どの従事者がどのような作業を行ったかログで管理している。 ・ 使用する個人情報については、必要最小限の者しか使用できないようにアクセス制限を行っている。 ・ 万が一個人情報が漏えいした場合は、直ちに責任者に報告するように全従事者に指導した。 	

- (注 1 個人情報管理責任者とは、この委託業務で知り得た個人情報の管理責任者のことを言います。
 2 作業責任者とは、この委託業務を実際に行う現場の責任者のことを言います。
 3 個人情報管理責任者と作業責任者は、同一の者であっても構いません。

別記2（情報セキュリティ対策）

情報セキュリティ対策特記事項

（基本的事項）

第1 受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）の情報資産（ネットワーク及び情報システム、並びにネットワーク及び情報システムの開発、運用及び取扱いに関する情報（以下「情報」という。）であって、電磁的記録及び紙等の有体物に出力された情報をいう。以下同じ。）の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、佐賀県情報セキュリティ基本方針及び佐賀県情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）、並びに佐賀県情報セキュリティ実施手順を遵守し、適正な情報セキュリティ対策を実施しなければならない。

2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報管理に関する責任者及び担当者を置かなければならない。

（守秘義務）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た情報（以下「業務上知り得た情報」という。）を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（目的外利用・提供の禁止）

第3 乙は、業務上知り得た情報及びこの契約による業務を処理するために甲から提供された情報（以下「提供情報」という。）を当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第4 乙は、業務上知り得た情報及び提供情報について、漏えい、滅失又はき損の防止、その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合のほか、乙は、データバックアップのための外部施設等への搬送時においても、盗難及び不正コピー等の防止措置を厳重に実施しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第5 乙は、甲の承諾があるときを除き、提供情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第6 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告義務）

第7 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（報告、監査及び検査）

第8 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を徴し、監査又は検査を実施することができる。

（業務従事者への周知）

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことなど、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知し、また継続的に教育するものとする。

（業務の再委託）

第10 乙は、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときを除き、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委

託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の場合、乙は、委託の範囲における情報セキュリティ対策について、乙から委託を受ける者自身に実施義務があることを明示した書面を作成し、乙から委託を受ける者との連名で事前に甲に届け出なければならない。

(指示)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。